

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

1 2 問

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答えの欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次の記述は、電波法の目的及び用語の定義を述べたものである。電波法（第1条及び第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① この法律は、電波の **A** な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。
 ② 「電波」とは、 **B** 以下の周波数の電磁波をいう。
 ③ 「無線局」とは、無線設備及び **C** の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

	A	B	C
1	有効かつ適正	300万ギガヘルツ	無線設備の操作を行う者
2	有効かつ適正	300万メガヘルツ	無線設備の操作の監督を行う者
3	公平かつ能率的	300万メガヘルツ	無線設備の操作を行う者
4	公平かつ能率的	300万ギガヘルツ	無線設備の操作の監督を行う者

[2] 次の記述は、無線局の予備免許中の工事設計の変更について述べたものである。電波法（第9条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ **A** なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
 ② ①の変更は、 **B** に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項第1号の **C** に合致するものでなければならない。

	A	B	C
1	総務大臣の許可を受け	周波数、電波の型式又は空中線電力	技術基準
2	総務大臣の許可を受け	電波の型式又は周波数	無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準
3	総務大臣に届け出	周波数、電波の型式又は空中線電力	無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準
4	総務大臣に届け出	電波の型式又は周波数	技術基準

[3] 次に掲げる事項のうち、送信空中線の型式及び構成が適合しなければならない条件に該当しないものはどれか。無線設備規則（第20条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 整合が十分であること。
- 2 満足な指向特性が得られること。
- 3 空中線の利得及び能率がなるべく大であること。
- 4 空中線の位置の近傍にある物体による影響を受けないこと。

[4] 次の記述は、電波の質及び受信設備の条件について述べたものである。電波法（第28条及び第29条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信設備に使用する電波の周波数の 、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- ② 受信設備は、その副次的に発する が、総務省令で定める限度を超えて他の に支障を与えるものであってはならない。

	A	B	C
1	偏差及び幅	電波又は高周波電流	無線設備の機能
2	偏差及び幅	電波	受信設備の機能
3	偏差	電波又は高周波電流	受信設備の機能
4	偏差	電波	無線設備の機能

[5] 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、各記号とその表す内容が適合していないものはどれか。下の表の1から4までのうちから一つ選べ。

番号	電波の型式の記号	電波の型式		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	F 3 E	角度変調であって周波数変調	アナログ信号である単一チャンネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
2	F 2 D	角度変調であって周波数変調	デジタル信号である2以上のチャンネルのもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
3	J 8 E	振幅変調であって抑圧搬送波による単側波帯	アナログ信号である2以上のチャンネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
4	G 1 C	角度変調であって位相変調	デジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの	ファクシミリ

[6] 無線従事者の免許等に関する次の記述のうち、電波法（第41条）、電波法施行規則（第38条）及び無線従事者規則（第50条及び第51条）の規定に照らし、誤っているものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 無線従事者になろうとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。
- 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を携帯していなければならない。
- 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から1箇月以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。
- 無線従事者は、免許証を失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、申請書に写真1枚を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。

[7] 次の記述のうち、無線局運用規則（第10条）の規定に照らし、一般通信方法における無線通信の原則として定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、通報終了後一括して訂正しなければならない。

[8] 次の記述は、無線局の免許状等（「免許状又は登録状」のことをいう。以下同じ。）の記載事項の遵守について述べたものである。電波法（第53条、第54条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局を運用する場合においては、 **A** は、免許状等に記載されたところによらなければならない。ただし、 **B** については、この限りでない。
- ② 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、 **B** については、この限りでない。
 - (1) 免許状等に記載されたものの範囲内であること。
 - (2) 通信を行うため必要最小のものであること。
- ③ ①又は **C** の規定に違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

A	B	C
1 無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数	遭難通信	②の(1)
2 無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数	非常の場合の無線通信	②の(2)
3 無線設備、識別信号、電波の型式及び周波数	遭難通信	②の(2)
4 無線設備、識別信号、電波の型式及び周波数	非常の場合の無線通信	②の(1)

[9] 次に掲げる事項のうち、総務大臣が無線局に対し臨時に電波の発射の停止を命ずることができるものはどれか。電波法（第72条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 指定されていない周波数を使用していると認める場合
- 2 空中線電力が免許状に記載されたものの範囲を超えていると認める場合
- 3 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認める場合
- 4 無線設備の変更の工事の許可に係る変更検査を受けた結果、不合格と判定した場合

[10] 次の記述は、非常の場合の無線通信について述べたものである。電波法（第74条及び第74条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、 **A**、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を **B**に行わせることができる。
- ② 総務大臣が①の規定により **B**に通信を行かせたときは、国は、その通信に要した実費を弁償しなければならない。
- ③ 総務大臣は、①に規定する通信の円滑な実施を確保するため必要な体制を整備するため、非常の場合における通信計画の作成、通信訓練の実施その他の必要な措置を講じておかななければならない。
- ④ 総務大臣は、③に規定する措置を講じようとするときは、 **C**の協力を求めることができる。

A	B	C
1 災害の救援	無線局	免許人又は登録人
2 災害の救援	電気通信事業者	無線従事者
3 財貨の保全	無線局	無線従事者
4 財貨の保全	電気通信事業者	免許人又は登録人

[11] 次に掲げる事項のうち、無線従事者がその免許を取り消されることがある場合に該当するものはどれか。電波法（第79条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 日本の国籍を失ったとき。
- 2 5年以上無線設備の操作を行わなかったとき。
- 3 不正な手段により無線従事者の免許を受けたとき。
- 4 刑法に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられたとき。

[12] 無線局の免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、どうしなければならないか。電波法（第21条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 1箇月以内に総務大臣にその旨を届け出なければならない。
- 2 免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 3 速やかに免許状を訂正し、総務大臣にその旨を報告しなければならない。
- 4 免許状を訂正することについて、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。